

川越市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成21年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成20年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成21年度	335,924	106,852,206	2,929,863	20,385,721	19.1	20.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

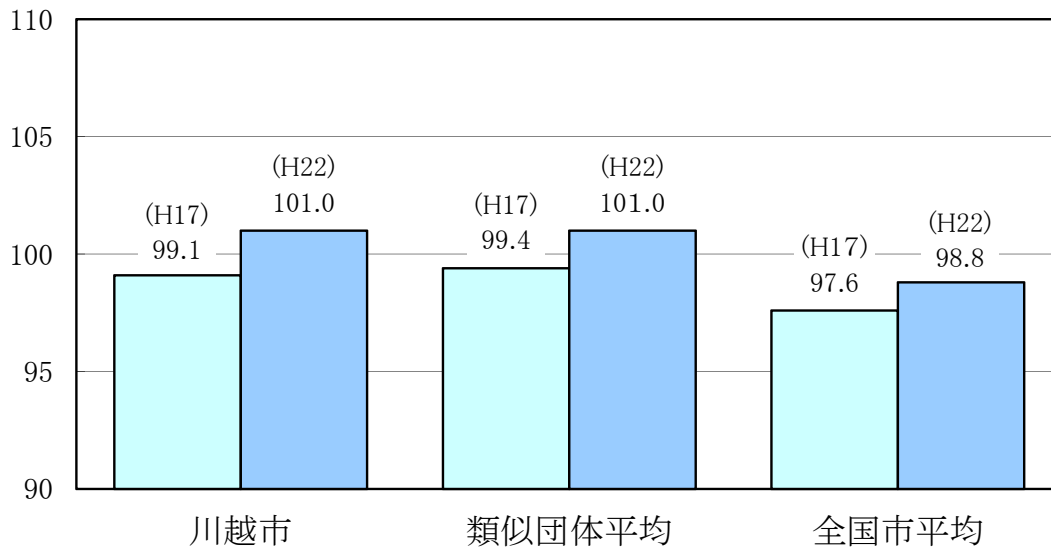
区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団体 平均一人あたり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成21年度	2,048	8,548,513	2,365,825	3,363,816	14,278,154	6,972	6,673

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

地域手当補正後ラスパイレス指数 102（平成22年4月1日現在）

(注) H22.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの

※ 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

2 一般行政職給料表の状況（平成22年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の給料月額	135,600	185,800	200,000	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500
最高号給の給料月額	243,700	309,400	356,600	405,500	418,600	445,900	462,100	506,900	541,200

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢 歳	平均給料月額 円	平均給与月額 円	国公ベース 円
川越市	42.9	332,600	439,100	385,700
埼玉県	44.1	355,552	447,648	403,778
国	41.9	325,579	395,666	—
類似団体	42.9	340,248	430,115	386,764

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢 歳	職員数 人	平均給料月額 円	平均給与月額（A） 円	国公ベース 円
川越市	47.8	398	320,800	380,200	372,400
うち調理員	50.5	108	324,700	370,300	383,800
うち清掃員	46.0	106	325,700	383,700	373,700
うち用務員	45.7	81	292,300	343,700	332,800
うち運転手	48.1	6	357,700	472,600	423,400
埼玉県	53.5	565	365,484	421,134	405,312
国	49.3	3,955	284,514	322,291	—
類似団体	46.8	385	333,287	394,261	363,876

区分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A/B
川越市	—	—	—	—
うち調理員	調理士	40.6 歳	281,200 円	1.32
うち清掃員	廃棄物処理業従業員	44.6 歳	294,000 円	1.31
うち用務員	用務員	53.8 歳	213,600 円	1.61
うち運転手	自家用乗用自動車運転者	52.1 歳	264,000 円	1.79
埼玉県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
川越市	—	—	—
うち調理員	6,066,500 円	3,879,700 円	1.56
うち清掃員	6,392,300 円	4,085,100 円	1.56
うち用務員	5,410,700 円	3,008,200 円	1.80
うち運転手	7,513,000 円	3,643,300 円	2.06

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
（平成19～21年の3カ年平均）

※技能労務職の種類と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区分	平均年齢 歳	平均給料月額 円	平均給与月額 円
川越市	48.9	432,300	536,300
埼玉県	46.8	410,696	483,578
類似団体	45.8	398,597	466,072

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区分		川越市 円	埼玉県 円	国 円
一般行政職	大学卒	178,800	178,800	172,200
	高校卒	144,500	144,500	140,100
技能労務職		188,320	—	—

(注) 技能労務職については、職種と採用時の年齢により決定するため、その平均を記載してある。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成22年4月1日現在）

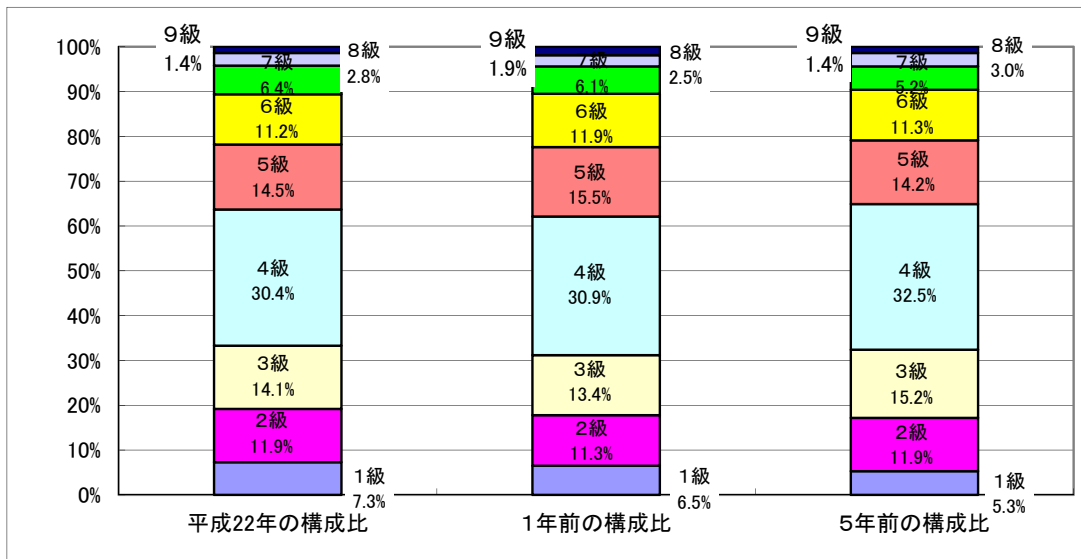
区分		経験年数10年 円	経験年数15年 円	経験年数20年 円	経験年数30年 円
一般行政職	大学卒	259,700	314,200	356,700	441,500
	高校卒	223,900	262,000	317,700	397,900
技能労務職	高校卒	214,500	256,700	298,500	379,800
	中学卒	—	—	—	—
教育職	大学卒	—	—	402,100	454,200
	高校卒	—	—	—	—

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	部長	17	1.4
8級	副部長	33	2.8
7級	課長	75	6.4
6級	副課長	131 (8)	11.2
5級	主査	170 (49)	14.5
4級	主任	357	30.4
3級	副主任	165	14.1
2級	主事・技師	140	11.9
1級	主事補・技師補	85	7.3

- (注) 1 川越市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 () 内は、再任用短時間勤務職員で、外書きとなっている。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の反映を適切に行うため、給与構造改革によりこれまでの給料表の1号給の昇給幅を4分割し、4号給を標準として運用している。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川越市		埼玉県		国	
平成21年度 1人当たり平均支給額 1,574千円		平成21年度 1人当たり平均支給額 1,790千円		—	
平成21年度支給割合 期末手当 2.75 月分 (1.5) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分		平成21年度支給割合 期末手当 2.75 月分 (1.5) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分		(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.5) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 20~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	

※支給割合等は例示

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）
懲戒処分等を受けた者などを除き、一律に支給。

(2) 退職手当（平成22年4月1日現在）

川越市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%~20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%~20%加算）		
1人当たり平均支給額 10,686 千円 26,885 千円					

※支給率等は例示

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）		728,624千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）		328,505円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
川越市	7%	2,166人	6%

※ 教育職員（市立川越高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手）については、H21年度は6.5%となっていた。

(4) 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）	53,494千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	44,802円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度）	53.8%
手当の種類（手当数）	平成21年度 平成22年度
	38 20

※ 特殊勤務手当については、平成22年4月1日に改正し手当の種類が38から20へと変わった。

（平成22年度の手当の種類）

手当の名称	支給を受ける者の範囲	左記職員に対する支給単価
滞納処分業務手当	市税等の滞納処分にかかる搜索、差押え、公売（インターネットによる公売は除く）又は差押えた債権の取立ての業務に従事した職員	日額200円 上限月3,000円
医師業務手当	医療職給料表（一）の適用を受ける職員で、職務の級が4級の職員	月額 150,000円
	上記以外の医療職給料表（一）の適用を受ける職員	月額 87,000円
放射線取扱業務手当	病院等において放射線照射装置を使用して行う撮影等の業務に従事した職員	日額250円 上限月5,000円
感染症防疫業務手当	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護の業務に従事した職員	日額 320円
	感染症等が発生し、又は発生する恐れがある場合における感染症等の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いのある物件の処理の業務に従事した職員	
	伝染性疾病等の病原体を保有する獣畜又は保有する疑いのある獣畜に対する防疫の業務に従事した職員	日額 100円
社会福祉業務手当	生活保護にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務に従事した職員	日額150円 上限月 3,000円
	障害者福祉にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務に従事した職員	
	高齢者福祉にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務に従事した職員	
	家庭児童相談又は児童にかかる措置等の業務に従事した職員	
	あけぼの児童園における生活指導、発達支援の業務に従事する職員	
	ひかり児童園における生活指導、発達支援、機能回復訓練の業務に従事する職員	
	職業センターにおける生活指導又は作業指導の業務に従事した職員	
みよしの授産学園における生活指導又は作業指導の業務に従事した職員		
精神保健福祉業務手当	精神障害若しくはその疑いのある者についての調査、診察若しくは診察の立会い又は精神障害者の入院のための移送の業務に従事した職員	日額 320円
犬捕獲等業務手当	犬の捕獲、収容、抑留又は移送の業務に従事した職員	日額 400円

試験等業務手当	次に掲げる業務に従事した職員 1 人体に有害なガスの発生を伴う業務 2 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 3 病理細菌を取り扱う業務 4 毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物の製造所等の立入検査の業務（人体に有害なガス及び特に危険性を有する薬品を直接採取し、又は検査する業務を伴うものに限る。）	日額 300円	
公害調査等業務手当	ガス、粉じん等の有害物、高熱、騒音等を発散する場所での環境の調査又は指導等の業務に従事した職員	日額 370円	
	有毒物に汚染されている恐れのある場所での環境の調査又は指導等の業務に従事した職員		
公園等管理危険作業手当	産業廃棄物の処理等にかかる現地における環境の調査又は指導等の業務	日額 110円	
	公園又は学校で主として動力機器を使用しての草刈、樹木の剪定又は伐採、蜂の巣の駆除、アメリカシロヒトリの防除、除草剤の散布等の作業に従事した職員		
行旅死亡人収容業務手当	上記の他公園内において著しく不快な業務に従事した職員	1回 3,000円	
特殊車両運転手当	行旅死亡人の収容業務に従事した職員	日額200円 上限月 3,000円	
	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務に従事した職員		
し尿処理作業手当	道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が5t以上のもの又は最大積載量が3t以上のもの）の運転の業務に従事した職員	日額 220円	
し尿作業手当	し尿処理施設に勤務し、機械の運転管理、保守点検作業等に従事した職員	日額 430円	
道路等作業手当	し尿の収集処理、し尿の投入口での作業又は汚物作業に従事した職員	日額 150円	
犬猫等死体処理作業手当	道路上での維持管理作業に従事した職員	1回 200円	
調理機器等整備業務手当	犬猫等の死体処理の業務に従事した職員	日額 110円	
塵芥作業手当	調理機器の修理及びボイラーの整備作業に従事した職員	日額 400円	
教員特殊業務手当	学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	3時間以上6時間未満	日額 1,200円
		6時間以上	日額 1,500円
	対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	日額 1,700円	
	修学旅行等において生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	日額 1,700円	
教員業務連絡指導手当	主任等に充てられた教諭等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるもの	日額 200円	

(平成21年度の手当の種類)

手当の名称	支給を受ける者の範囲	左記職員に対する支給単価	
税務事務手当	専ら市税の滞納処分に直接従事する職員	月額 給料月額 \times 10/100 以内	
	市税の賦課(調査、決定を伴うもの)及び徴収(滞納処分以外で調査を伴うもの)の事務に従事する職員	月額 給料月額 \times 5/100 以内	
	上記以外の賦課及び徴収の事務に従事する職員	吏員	月額 給料月額 \times 5/100 以内
		その他の職員	月額 給料月額 \times 3/100 以内
医師手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員で、職務の級が4級の職員	月額 150,000円	
	上記以外の医療職給料表(一)の適用を受ける職員	月額 87,000円	
放射線取扱手当	診療放射線技師又は診療エックス線技師の資格を有し、エックス線照射業務に従事する職員	月額 5,000円	
診療所業務手当	医療業務に従事する職員(医師手当及び放射線取扱手当の支給を受ける職員を除く。)	月額 2,500円	
	その他の職員	月額 1,700円	
	死体を取り扱う業務に従事した職員	1回 500円	
	午後5時から翌日の午前8時30分までの間、看護等の業務に従事した職員	1回 1,000円	
指導面接手当	保健師の業務に従事する職員	月額 1,700円	
防疫業務手当	感染症等防疫業務に従事した職員	1回 500円	
	家畜伝染病予防法第6条又は第30条に規定する業務を補助した職員	日額 100円	
社会福祉業務手当	社会福祉の現業に従事する職員	月額 3,000円	
	ひかり児童園において機能回復訓練の業務に従事する職員	月額 3,000円	
	あけぼの児童園に勤務し、保育士及び児童指導員の資格を有し、生活指導及び職業指導の業務に従事する職員	月額 3,000円	
	母子生活支援施設すみれ館において生活指導の業務に従事する職員	月額 3,000円	
	みよしの授産学園において生活指導又は作業指導の業務に従事する職員	月額 3,000円	
	みよしの授産学園に勤務するその他の職員	月額 1,500円	
	職業センターにおいて生活指導又は作業指導の業務に従事する職員	月額 3,000円	
	職業センターに勤務するその他の職員	月額 1,500円	
	総合福祉センターにおいて機能訓練、生活指導等の業務に従事する職員	月額 3,000円	
	総合福祉センターに勤務するその他の職員	月額 1,500円	

精神保健福祉業務手当	精神障害若しくはその疑いのある者についての調査、診察若しくは診察の立会い又は精神障害者の入院のための移送の業務に従事した職員（指導面接手当の支給を受ける職員を除く。）	日額	320円	
犬捕獲等業務手当	犬の捕獲等に従事した職員	日額	400円	
試験等業務手当	次に掲げる業務に従事した職員 1 人体に有害なガスの発生を伴う業務 2 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 3 病理細菌を取り扱う業務 4 毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物の製造所等の立入検査の業務（人体に有害なガス及び特に危険性を有する薬品を直接採取し、又は検査する業務を伴うものに限る。）	日額	300円	
産業廃棄物指導手当	ガス、粉じん、騒音等が発生し、又は高温となる場所において産業廃棄物の処理等に係る調査又は指導の業務に従事した職員	日額	370円	
農薬散布手当	有機りん製剤の取扱いに関し知事の指定を受けた職員	日額	300円	
	アメリカしろひとりの防除に従事した職員	日額	200円	
行路病人同死亡人変死人取扱手当	行路死亡人、変死人の取扱い又は収容業務に従事した職員	1回	3,000円	
	行路病人の取扱い又は収容業務に従事する職員	1回	500円	
自動車運転手当	自動車の運転に本務として従事する職員	月額	3,000円	
し尿処理作業手当	し尿処理施設に勤務する技術職員（交替制勤務に従事する職員を除く。）	月額	3,000円	
	し尿処理施設に勤務する事務職員（交替制勤務に従事する職員を除く。）	月額	1,000円	
	し尿処理施設に勤務する職員で汚泥の脱水作業に従事した職員	日額	440円	
	上記以外の作業に従事したし尿処理施設に勤務する職員（交替制勤務職員を除く。）	日額	220円	
変則勤務手当	交替制勤務に従事する職員	月額	4,500円	
	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が土曜日又は日曜日に行われる業務に従事する職員（週休日の振替等により正規の勤務時間による勤務が土曜日又は日曜日に行われる業務に従事する職員を除く。）	勤務時間が7時間45分以上	1回	1,000円
		勤務時間が4時間以上7時間45分未満	1回	500円
技術手当	土木、建築、電気、機械、化学又は農業の専門的技術及び知識を必要とする職員	月額	1,500円	
事務機取扱手当	電子計算機の操作に従事するプランナー及びプログラマー	月額	2,000円	
	電子計算機の操作に従事するオペレーター	月額	1,000円	
	専ら浄書業務に従事する職員	月額	1,000円	

保育士手当	保育園に勤務し、保育士の資格を有し、その職務に従事する職員	月額	1,000円	
違反建築物取締手当	建築基準法等に基づき、現場における違反建築物の取締り又は指導の業務に従事した職員	日額	130円	
用地交渉手当	用地取得に伴う交渉の業務に従事した職員	日額	130円	
清掃監視手当	清掃監視の業務に従事する職員	月額	2,000円	
じんかい作業手当	じんかいの収集処理に従事した職員	日額	400円	
し尿作業手当	し尿の収集処理、し尿の投入口での作業及び汚物作業に従事した職員	日額	430円	
土木作業手当	土木作業に従事した道路建設課、道路環境整備課の職員	月額	3,300円	
害虫駆除衛生作業手当	専ら害虫駆除の衛生作業に従事した職員	日額	120円	
斎場作業手当	斎場に勤務する職員	日額	310円	
犬猫死体処理作業手当	犬猫の死体処理作業に従事した職員	1回	200円	
葬祭用具取扱作業手当	葬祭用具の取扱作業に従事した職員	日額	270円	
公園管理作業手当	土木作業を行う公園管理事務所維持係の職員	日額	110円	
調理作業手当	給食センターに勤務し、調理を行う職員	日額	110円	
通園施設業務手当	あけぼの児童園に勤務する職員	月額	1,500円	
駐車場業務手当	駐車場整理の業務に従事した職員	日額	110円	
ボイラー業務手当	ボイラー技師の資格を有する者でボイラー取扱いの業務に従事した職員	日額	110円	
電話交換業務手当	電話交換の業務に従事した職員	日額	50円	
常直勤務手当	職員の勤務する庁舎に附属する居室において私生活を営みつつ勤務する職員	月額	600円	
教員特殊業務手当	学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	3時間以上6時間未満	日額	1,200円
		6時間以上	日額	1,500円
	対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	日額	1,700円	
	修学旅行等において生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	日額	1,700円	
教員業務連絡指導手当	主任等に充てられた教諭等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるもの	日額	200円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算）	738,166千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	398千円
支給実績（平成20年度決算）	752,972千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	404千円

(6) その他の手当 (平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 配偶者のいない場合の1人目 11,000円 満16歳～22歳の子に対する加算 1人につき5,000円	同じ		千円 229,646	円 241,987
住居手当	貸家・貸間 家賃の額に応じて28,500円を限度に支給 持家 新築又は購入から5年以内 7,800円 上記以外 7,300円	異なる	【国】 貸家・貸間 家賃の額に応じて 27,000円を限度に支給 持家 新築又は購入から5年 以内 2,500円	187,433	145,522
初任給調整手当	診療所及び保健所に勤務する医師及び歯科医師に対し、採用後の期間に応じ、216,700円を超えない範囲内で支給	同じ		9,099	3,033,149
通勤手当	【交通機関等を利用(2km以上)】 運賃等相当額(1月当たり55,000円を限度) 【交通用具を使用(2km以上)】 距離に応じた額(2,700円～28,000円) 【交通機関等と交通用具の併用(2km以上)】 交通機関等の利用距離等を考慮した額	異なる	【国】 交通用具に係る距離区分及び支給額が異なる。	166,193	116,463
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		3,812	152,465
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき4,200円 ※ 勤務時間が5時間未満の場合は、勤務1回につき2,100円	同じ		0	0
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給	同じ		41,109	79,979
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給(※2) 部長級 75,000円 副部長級 61,000円 課長級 55,000円 副課長級 45,000円	同じ		186,182	608,438
義務教育等教員特別手当	教育職員に対し、給料の号給に応じた額(5,000円～20,200円)を支給			7,351	141,370
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 部長級 12,000円(18,000円) 副部長級 10,000円(15,000円) 課長級 8,000円(12,000円) 副課長級 6,000円(9,000円) ※ ()内は、勤務時間が6時間を超える場合の額	同じ		7,746	45,298

※ 教育職員(市立川越高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手)の手当は、埼玉県教育職員の例によっているため、上記と異なる場合がある。

※2 平成22年1月1日から平成24年12月31日まで10%減額する措置を行っております。

6 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	1,073,000円 ※	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,214,000円 / 760,000円	
	副市長	896,000円 ※	987,000円 / 736,100円	
	収入役	—	— / —	
報酬	議長	641,000円	846,000円	625,000円
	副議長	588,000円	769,000円	555,000円
	議員	576,000円	704,000円	510,000円
期末手当	市長 副市長 収入役	(平成21年度支給割合) 4.15月分 —		
	議長 副議長 議員	(平成21年度支給割合) 4.15月分		
地域手当	市長 副市長 収入役	給料月額の 7% —		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	1,073,000円×在職月数×0.45	23,176,800円	任期ごと
	副市長	896,000円×在職月数×0.35	15,052,800円	任期ごと
	収入役	—	—	—

※現在の市長の在任中にかぎり(平成21年6月29日から平成25年2月7日まで)、市長の給料月額の2割、副市長の給料月額の1割を減額しております。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

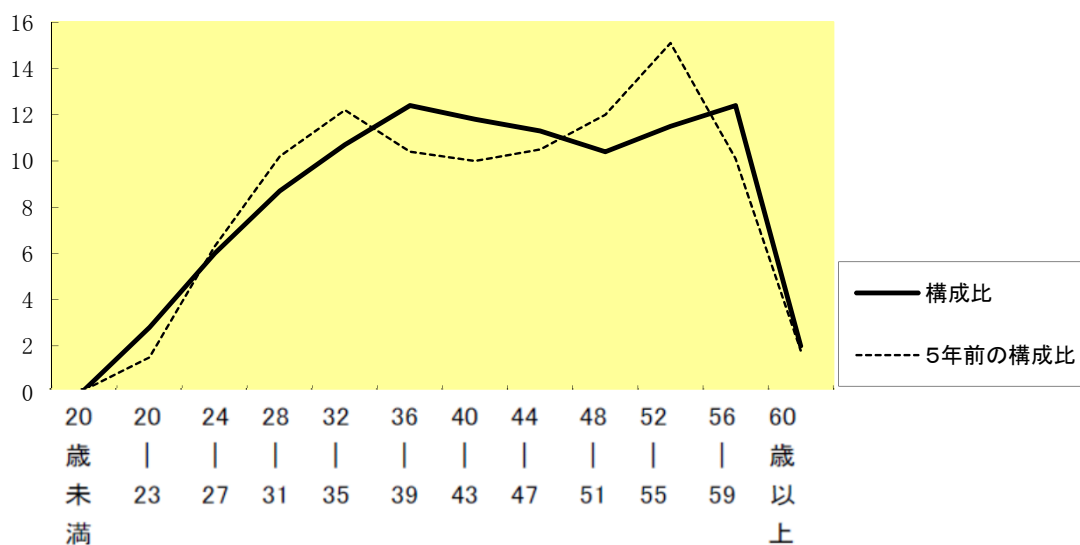
(各年4月1日現在)

区分 部門		職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成21年	平成22年		
一般行政部門 普通会計部門	議 会	14	14	0	
	総 務	362	355	▲ 7	市民センター推進室の新設による増員 広域行政推進のための増員 新庁舎整備担当廃止に伴う減員 市民活動支援課管理担当廃止に伴う減員 等
	税 務	98	96	▲ 2	職員配置の見直しによる減員等
	民 生	475	488	▲ 13	生活保護世帯の増加に伴うケースワーカーの充足 保育所定員増に伴う保育士の増員 子ども医療費の対象範囲拡大に伴う増員 等
	衛 生	331	319	▲ 12	資源化センターの新設に伴う増員 浄化槽管理指導事務の移管による減員 収集委託、集積所関連事務の移管による減員 し尿処理場運転業務の夜間委託化に伴う減員 新清掃センター建設事務所の廃止に伴う減員 等
	労 働	11	11	0	
	農 林 水 産	31	31	0	
	商 工	30	26	▲ 4	NHKドラマ「つばさ」放送終了による関係事務の終了による減員 等
	土 木	249	239	▲ 10	行政不服申し立てへの対応及び窓口受付業務の増大への対応による増員 住宅課の廃止に伴う減員 市営住宅等事務の民間委託化に伴う減員 等
	小 計	1,601	1,579	▲ 22	<参考> 人口1万人当たり職員数 47.00人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 44.74人)
教 育 部 門	486	470	▲ 16	文化振興課の新設 生涯学習課の廃止に伴う減員 職員配置の見直しによる減員 等	
小 計	2,087	2,049	▲ 38	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.00人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 64.24人)	
公営企業等 会計部門	水 道	96	91	▲ 5	給水設備等の保守管理体制強化のための増員 職員配置の見直しによる減員 等
	下 水 道	80	75	▲ 5	職員配置の見直しによる減員 等
	そ の 他	67	65	▲ 2	広域連合への派遣の割り当て増による増員 国保収納事務の収税課への移管に伴う減員 等
	小 計	243	231	▲ 12	
合 計	2,330 [2,483]	2,280 [2,483]	▲ 50 [±0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.87人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成22年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数(人)	2	64	136	198	244	283	269	257	236	263	283	45	2,280

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)	
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年		
一般行政	1,624	1,639	1,622	1,622	1,601	1,579	▲ 45	(▲2.8%)
教育	501	492	496	489	486	470	▲ 31	(▲6.2%)
普通会計	2,125	2,131	2,118	2,111	2,087	2,049	▲ 76	(▲3.6%)
公営企業等会計	275	249	250	248	243	231	▲ 44	(▲16.0%)
総合計	2,400	2,380	2,368	2,359	2,330	2,280	▲ 120	(▲5.0%)

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は実 質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成20年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成21年度	6,015,405	402,554	865,020	14.4%	14.7

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団体 平均一人あたり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成21年度	104	445,561	109,346	176,618	731,525	7,034	6,567

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成22年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳	円	円
川越市	48.4	357,020	584,203
団体平均	45.6	366,719	546,495

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 団体平均とは、政令指定都市以外の市町村における同種の職員についての平均である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川越市		団体平均	
1人当たり平均支給額（平成21年度）		1人当たり平均支給額（平成21年度）	
1,699千円		1,610千円	
(平成21年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	—	
2.75 月分	1.4 月分		
(1.5) 月分	(0.7) 月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置		—	
役職加算 5～20%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成22年4月1日現在）

川越市			団体平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分		
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分		
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分		
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	—	
その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）				
1人当たり平均支給額 26,684 千円			1人当たり平均支給額 15,625 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）		37,411千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）		359,714円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川越市	7%	104人	7%

エ 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）		923千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）		18,444円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度）		48.1%
手当の種類（手当数）		4
手当の名称	支給を受ける者の範囲	左記職員に対する支給単価
浄水場作業手当	浄水場において交替制勤務に従事する職員	月額 4,500円
	浄水場に勤務するその他の職員	月額 1,500円
自動車運転手当	特殊自動車を運転する職員	月額 3,000円
現場作業手当	現場作業に従事する職員	月額 1,500円
技術手当	水道事業の専門的技術及び知識を必要とする業務に従事する職員	月額 1,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算）	31,984千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	391千円
支給実績（平成20年度決算）	30,975千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	295千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算) 千円	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (21年度決算) 円
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 配偶者のいない場合の1人目 11,000円 満16歳～22歳の子に対する加算 1人につき5,000円	同じ		14,127	266,547
住居手当	貸家・貸間 家賃の額に応じて28,500円を限度に支給 持家 新築又は購入から5年以内 7,800円 上記以外 7,300円	同じ		8,580	115,939

通勤手当	【交通機関等を利用（2 km以上）】 運賃等相当額（1月当たり55,000円を限度） 【交通用具を使用（2 km以上）】 距離に応じた額（2,700円～28,000円） 【交通機関等と交通用具の併用（2 km以上）】 交通機関等の利用距離等を考慮した額	同じ		8,078	90,760
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき4,200円 ※ 勤務時間が5時間未満の場合は、勤務1回につき2,100円	同じ		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		—	—
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給（※） 部長級 75,000円 副部長級 61,000円 課長級 55,000円 副課長級 45,000円	同じ		7,945	611,100
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 部長級 12,000円（18,000円） 副部長級 10,000円（15,000円） 課長級 8,000円（12,000円） 副課長級 6,000円（9,000円） ※（ ）内は、勤務時間が6時間を超える場合の額	同じ		59	11,800

※ 管理職手当については、平成22年1月1日から平成24年12月31日まで10%減額する措置を行っております。

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は実 質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成20年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成21年度	5,192,243	44,473	642,803	12.4%	12.5

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団体 平均一人あたり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成21年度	81	334,005	76,312	132,580	542,897	6,702	6,520

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成22年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳	円	円
川越市	47.1	343,626	558,009
団体平均	44.6	363,354	544,269

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 団体平均とは、政令指定都市以外の市町村における同種の職員についての平均である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川越市	団体平均
1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,637千円	1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,574千円
(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.5) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成22年4月1日現在）

川越市	団体平均
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 - 千円	勸奨・定年 30.55 月分 41.34 月分 59.28 月分 59.28 月分 — 1人当たり平均支給額 13,478 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）		28,257千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）		348,844円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川越市	7%	81人	7%

エ 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）	2,880千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	21,508円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度）	60.5%	
手当の種類（手当数）	6	
手当の名称	支給を受ける者の範囲	左記職員に対する支給単価
自動車運転手当	特殊自動車を運転する職員	月額 3,000円
技術手当	公共下水道事業の専門的技術及び知識を必要とする業務に従事する職員	月額 1,500円
変則勤務手当	交代制勤務に従事する職員	月額 4,500円
下水道受益者負担金事務手当	下水道受益者負担金の賦課及び徴収の事務に従事する職員	月額 1,500円以内
下水維持作業手当	下水管路の維持管理に従事した職員	日額 420円
	上記以外の下水維持作業に従事した職員	日額 140円
水洗便所検査手当	水洗便所しゅん工検査に従事する職員	日額 130円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算）	11,218千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	187千円
支給実績（平成20年度決算）	13,514千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	167千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成22年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算) 千円	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (21年度決算) 円
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 配偶者のいない場合の1人目 11,000円 満16歳～22歳の子に対する加算 1人につき5,000円	同じ		11,467	238,896
住居手当	貸家・貸間 家賃の額に応じて28,500円を限度に支給 持家 新築又は購入から5年以内 7,800円 上記以外 7,300円	同じ		7,316	121,925
通勤手当	【交通機関等を利用（2km以上）】 運賃等相当額（1月当たり55,000円を限度） 【交通用具を使用（2km以上）】 距離に応じた額（2,700円～28,000円） 【交通機関等と交通用具の併用（2km以上）】 交通機関等の利用距離等を考慮した額	同じ		7,203	98,668
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき4,200円 ※ 勤務時間が5時間未満の場合 は、勤務1回につき2,100円	同じ		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		—	—
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給（※） 部長級 75,000円 副部長級 61,000円 課長級 55,000円 副課長級 45,000円	同じ		7,734	594,900
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 部長級 12,000円（18,000円） 副部長級 10,000円（15,000円） 課長級 8,000円（12,000円） 副課長級 6,000円（9,000円） ※（ ）内は、勤務時間が6時間を超える場合の額	同じ		0	0

※ 管理職手当については、平成22年1月1日から平成24年12月31日まで10%減額する措置を行っております。